

8 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第44号を発行させていただきます。

暑い日が続いて体調崩しておられませんでしょうか。

もうすぐリオオリンピックということもあり、スポーツ好きの私としては、TV観戦するのを楽しみにしております。TV観戦するためにも風邪などひいて体調を崩さないように気をつけなければと思っております。

今月は、大阪府堺市にある出雲大社の分祀を参拝に行った際に撮影した写真と須磨水族館で撮影した写真をご紹介します。



(写真は、出雲大社の大阪分祀です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**印紙税の基礎知識 その2**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**お酢の効果・効能 その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 印紙税の基礎知識 その2

今月も先月号に引き続き「印紙税」について取り上げることにします。

先月号では「印紙税の納税義務者」「非課税文書・不課税文書」「課税文書の種類」などをご説明させていただきました。今月はそれ以外の内容についてご説明させていただきます。



(写真は、出雲大社の大阪分祀です)

「課税文書」を判断するポイントとは

クライアント先様から電話で契約書に貼付する収入印紙の金額を聞かれることがありますが、実際にその契約書の文書を見せていただかないと判断できないことが多いです。

そこで基本的な判断のポイントをご説明させていただきます。

○文書のタイトルだけで判断しない

・文書のタイトルが「覚書」「念書」「仮契約書」になっ

ていても、そこに書かれている中身が「契約の成立に関する内容」になっていれば、「契約書」と判断され、収入印紙を貼らなければなりません。

- ・文書の内容によって判断します。

○契約書作成後に解除や不履行になっても「課税文書」

- ・契約書を交わした後に、この契約が解除や不履行になつたとしても、その前に取り交わした契約書が「課税文書」であることには変わりありません。
- ・契約の解除や不履行の理由で、その契約書に貼付した印紙税の還付を受けることはできません。
- ・印紙税は、**取り交わした文書に課税**しています。

○複数ページの「課税文書」でも一つの課税文書として取り扱われる

- ・契約書が複数ページにわたっていても収入印紙を1枚添付するだけで構いません。

○契約書の写しやコピーには印紙が必要ですか？

印紙が必要になるケースとならないケースがありますので、その判断基準を説明しておきます。

(課税文書となるケース)

- ・コピーした後の用紙に契約当事者の双方または一方の記名押印がある
- ・コピーした用紙に「**原本と相違ない**」との記述がある
- ・原本と副本との割印のあるもの
- ・「**契約の成立の証として本書2通を作成し、甲乙各自が1通を保管する**」と書いてある

(課税文書とならないケース)

- ・原本をコピーしたままのもの（記名押印もコピーされている）
- ・「**契約の成立の証として本書1通を作成し、甲が保管する**」と書いてある

【参考文献】

- ・事例でわかる印紙税の実務 田辺直樹著 日本実業出版社
- ・印紙税課否判決の手引 原幸 恒吉良典 鈴木澄子共著 新日本法規出版



(写真は、出雲大社の大阪分祀です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

消費税増税延期関連

日経新聞に「住宅資金贈与拡充を延期 2年半、消費税増税先送りで 政府・与党検討」、「税抜き表示2年半延長 政府・与党 消費税増税延期」での記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・住宅資金の贈与時の非課税枠を最大 3000 万円に上げる時期を10月から2年半延期する。
- ・住宅ローン減税の期限も延ばすほか、軽減税率の開始後に消費税率を記録するインボイス（税額票）も導入延期を検討する。
- ・景気に配慮しつつ、増税を見込んでいた消費者や事業者の混乱を防ぐ。
- ・今後、与党の税制調査会で方針を固め、秋の臨時国会で必要な法改正をする見通しだ。
- ・政府・与党は、スーパーなどでの店頭で税抜きでの価格表示を認める特例を2年半延長する方針を固めた。
- ・本来は税額を含めた総額での表示義務があり、2018年9月末で特例期限を迎える予定だった。消費税率10%への引上げが2年半延期になったことを踏まえ、同期間延長する。

などと書かれておりました。

*まだ法改正されていないので、法改正がされたら再度取り上げさせていただきます。



(写真は、出雲大社の大阪分祀です)

相続税関連

日経新聞に「遺産相続 手続き簡素化 法務省 戸籍情報、証明書1通に」、「遺産相続人の負担軽減 手続き簡素化 戸籍集め、なお課題」、の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・法務省は、遺産相続の手続きを簡素化するため、相続人全員の氏名や本籍地などの戸籍関係の情報が記載された証明書を来春から発行すると発表した。
- ・法務省は年内にパブリックコメント（意見公募）を実施した上で、今年度中に不動産登記規則を改正し、2017年度の運用開始を目指す。
- ・新たに導入する簡素化に向けた制度では、相続が発生した場合、まず相続人の一人が全員分の本籍や住所、生年月日などを記載した申請書類をつくり、相続人全員分の戸籍と亡くなった人の戸籍をそろえて法務局に提出する。
- ・この書類をもとに法務局が証明書をつくる。書類を精査し、内容を確認すれば、公的な証明書として保管する。相続人には証明書の「写し」が交付される。
- ・証明書は別の法務局でも使えるため、地方の不動産などを相続する場合、負担軽減につながる。法務省は各

金融機関でも相続申請時に証明書を活用できるよう調整する。

- ・相続で最も面倒な戸籍集めの作業は残る。マイナンバーを戸籍に適用するなどして、さらに手続きを簡素化する必要がある。

などと書かれておりました。

- *相続手続きをすべて自分ですると非常に時間がかかります。その手続きの一部が軽減されるのは、いいことです。あとは戸籍を集める際の負担軽減を早く制度化していただきたいものです。



(写真は、須磨水族館でのイルカショーです)

4 お酢の効果・効能 その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、友人からお酢で入浴するのが良いと聞いて先月から私も実践しているので、お酢の効果・効能についてご紹介させていただきます。

お酢入浴の効果

参考文献には

- ・肌が清潔になり、体臭が緩和される。
 - ・毛穴の脂肪や老廃物を溶かしてくれる。
 - ・お湯が弱酸性になるので、血行が良くなる。
 - ・疲れを取り除く。
 - ・肌がつるつるしっとり
- などと書かれています。

お酢の入浴を始めてから約1カ月になります。教えてくれた方がアトピー性皮膚炎の症状をお持ちの方でその方の体験談としては、「痒みが和らぐ」「お酢で頭を洗うと髪がサラサラになる」との事でした。

私は、アトピー性皮膚炎ではないのですが、お酢の入浴に興味を持ったので、お酢での入浴をすることにしました。

まだごくごく普通のお酢でしか試しておりませんが、お酢を入浴剤として湯船に適量に入れ、湯船につかる前に頭皮にお酢をかけ、湯船より上に出る上半身にお酢をつけて入浴しています。

効果として感じられるのは、「髪の毛が以前よりサラサラしている」、「汗をかいた後の体臭が緩和されている」です。

参考文献では、**湯船のお湯に入浴剤としてお酢をコップ1杯(200ml程度)入れるといい**と書かれています。私は身体に直接お酢をつけているので、湯船にはそこまでお酢を入れておりませんが、それでも効果は出ています。お風呂から出られる際にシャワーを浴びれば、お酢の匂いは気になりませので、ご興味を持たれた方は、お酢の入浴を試してみられてはいかがでしょうか。

参考文献では、**リンゴ酢や黒酢にすると効果が上がる**と書かれていますので、今使っているお酢がなくなったら試してみようと思います。

ここでちょっとお酢の種類について取り上げさせていただきます。お酢には、

- ・穀物酢
- ・米酢
- ・米黒酢
- ・ぶどう酢
- ・リンゴ酢
- ・もろみ酢
- ・バルサミコ酢
- ・合成酢

などの種類がありますが、**合成酢は、食品添加物が使われておりますので、使われな方がいい**と思います。

お酢の効果・効能について今回は紙面の都合でここまでにしておきます。続きは次号にてご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・美肌効果が高い！疲労回復お酢のお風呂！8つのオススメポイント (WEB サイト)
- ・タマノイ酢 (株) お酢の効果・効能 (WEB サイト)



(写真は、須磨水族館のペンギンです)

5 編集後記

先月31日と今月1日に事務所がある地域の夏祭りが近所の野里住吉神社で開催されておりました。事務所を開業してからまだ一度も夏祭り開催時の神社に行ったことがなかったので、31日の日曜日に遊びにきていた友人と一緒に夏祭り会場の神社に行ってきました。

神社の境内に屋台が出店しており、一緒に行った友人がその金魚すくいのお店で金魚を2匹すくったので、その金魚を事務所で飼うことにしました。事務所で飼うことになった金魚の写真を掲載させていただきます。



金魚は中国語で「チンユイ」と発音し、同じ発音の「金余」=お金が余る、で金運にいいと言われているそうです。

金魚を飼って金運上昇するのなら大切に育てようと思います (笑)。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。